

京都市建設局週休2日工事实施要領

1 目的

本要領は、「京都市建設局週休2日工事」の実施に関する事項を定めることにより、建設業の働き方改革の推進、将来の公共工事の品質確保の促進を図るものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

ア 「完全週休2日（土日）」とは、対象期間において、全ての週で土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土曜日・日曜日に現場作業を余儀なくされる場合は、発注者と事前協議したうえで、当該作業日の同一週内（月曜日から日曜日まで）の日に現場閉所を振り替えることができる。

イ 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 「工事着手日」とは、「工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手」した日とする。

(4) 「工事完成日」とは、「土木工事共通仕様書（京都市）」に基づく「工事完成通知書」を提出した日とする。

(5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して、対象工事全ての現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(6) 4週8休

「月単位の4週8休」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(7) 上記(6)においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(8) 各工事における現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。ただし、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下2桁目を切り捨てた、小数点以下1桁目までの値とする。

＜現場閉所率（％）＝（現場閉所日数÷対象期間日数）×100＞

3 発注方式

次の方式を基本とする。

受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して「完全週休 2 日（土日）」に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（「月単位の週休 2 日」は必須）

4 工事成績評定

対象期間中に「完全週休 2 日（土日）」を達成した場合は、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で表 1 のとおり加点を行う。ただし、「完全週休 2 日（土日）」を達成できなかった場合においては、加点は行わないものとする。また、明らかに受注者側に「月単位の週休 2 日」に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定点を減ずる措置を行う場合がある。

表 1 京都市建設局週休 2 日工事における工事成績評定の評価
(単位：点/100 点満点)

採点者	考査項目	月単位の 週休 2 日	完全週休 2 日 (土日)
担当監督員	工程管理 (注 1、2)	加点なし	0. 8
主任監督員			0. 8
総括監督員			0. 4
主任監督員	創意工夫		0. 8
合計		—	2. 8

注 1 「完全週休 2 日（土日）」を達成した場合、原則「a」評価とする。ただし、他の事項で著しく評価する内容が確認される場合は「a」評価としないことができる。

注 2 「月単位の週休 2 日」を達成できなかった場合、原則「c」評価とする。

5 対象工事

原則、建設局が発注・監督する全ての工事（工事に類する業務委託を含む。）を対象とする。

※ ただし、緊急対応工事や通年維持工事、工期等に制約がある工事は除く。

※ 対象工事において、当初予期し得なかった事情の変化等が生じたことにより、必要となった追加工事又は付帯工事で、建設局が発注・監督するものについては、週休 2 日工事の対象とする。

6 工 期

- (1) 発注者は、工期設定に当たり、国土交通省における「工事着手準備期間・後片付け期間の見直し」及び「工期設定支援システム」に関する取組内容を参考にすること。
- (2) 工期の延期は、天候不良等の不可抗力によるやむを得ない場合を除き、認めない。

7 留意事項

- (1) 受発注者は、週休 2 日の達成に当たって、1 週 2 休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。
- (2) 受注者は、契約後速やかに「完全週休 2 日（土日）」の実施を希望するか否かを発注者と協議し、

その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、共通仕様書に基づいて提出する「施工計画書」において、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」を確保するための取組を明記すること。

(3) 受注者は「工事履行報告書」において、次のことを明記すること。

ア 「完全週休２日（土日）」の実施を希望した場合、月ごとに「完全週休２日（土日）」の達成状況及び「月単位の週休２日」の現場閉所率

イ 「月単位の週休２日」を実施する場合、「月単位の週休２日」の現場閉所率

加えて、「工事月報」には、「当該月における現場閉所日及び現場閉所率」等を明記すること。ただし、「完全週休２日（土日）」の実施を希望した場合、「完全週休２日（土日）」の達成状況も明記すること。

(4) 発注者は、毎月、「工事履行報告書」及び「工事月報」における記載により、現場閉所の確認を行うこと。

(5) 受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

(6) 日付を跨ぐ夜間工事を行った場合、夜間工事を開始した日付を現場開所日、夜間工事を終了した日付は現場閉所日として取り扱うこととする（ただし、夜間工事の開始日及び終了日のいずれの日中に現場を開所していない場合に限る。）。

(7) 交通誘導警備員を２４時間で配置する工事の場合、現場を閉所しているのであれば、交通誘導警備員の配置にかかわらず、現場閉所日として取り扱うこととする。ただし、受注者は交通誘導警備員各自の休日の取得状況を、現場閉所率等と同様の方法により算定し、発注者に報告すること。交通誘導員各自の休日の取得状況は、現場閉所率等の判定に含むものとする。

※ 例えば、月単位の現場閉所率が２８．５％以上を達成した場合でも、交通誘導警備員の休日取得状況が１名でも２８．５％未満となった場合は、月単位の週休２日は達成されなかったものとする。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年８月９日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年８月１１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年８月１０日から施行する。